

文部科学省

令和 2 年度産学官連携支援事業委託事業

「コア技術等からインパクトある事業化を果たすための知的財産戦略のあり方に関する調査」

調査報告書

令和 3 年 3 月

特許業務法人 志賀国際特許事務所

目次

1. 事業の目的	3
2. 事業の実施スケジュール	3
3. 事業の内容	4
(1) 既存・新規プロジェクトの知的財産戦略に係る調査・分析	5
(2) 終了評価地域におけるプロジェクトの知的財産戦略に係る調査・分析	5
(3) 知的財産戦略のあり方の調査・分析	5

最終頁 12

1. 事業の目的

文部科学省では、知的クラスター創成事業、地域イノベーション戦略支援プログラム等により、地域の大学等が保有する特徴ある研究開発資源（以下、「コア技術等」という。）を核とした地域構想に基づく地域科学技術振興を推進してきた。

これらの施策により、地域においては、主に中小企業・ベンチャー企業等による事業化・商品化を出口とするプロジェクトが推進され、多くの成果が創出されてきた。しかし、それぞれの市場規模は必ずしも大きくはなく、グローバルに展開出来る様な社会的インパクトをもたらしうる成功事例は限られていた。その要因として、平成26年8月に地域科学技術イノベーション推進委員会が取りまとめた報告書（以下、「報告書」という。）では、「地域がグローバル型の科学技術拠点に成長するには、地域が自らの国際的なポジショニングを認識することや、ターゲットとする市場を捉えた上での知的財産戦略を十分検討することが必要」といった指摘がなされている。

文部科学省では平成28年度より、コア技術等を有する地域において、コア技術等の性質等を踏まえて、事業化を支える人材及びそのチームを設置し、様々な外部環境・内部環境分析を踏まえて事業化戦略・計画を作成し、関係者が一丸となって各プロジェクトを遂行する優れた取組を支援する「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」（以下、「プログラム」という。）を開始している。

本委託調査では、プログラムにおいて平成28・29・30年度及び令和元年度の公募で採択された21地域（以下、「プログラム支援対象地域」という。）を初めとしたコア技術等を保有する地域における取組をモデルとして調査・分析を行い、コア技術等を核に国際的にも競争力を有するインパクトある事業化の成功事例を創出する際に必要となる、ターゲットとする市場における最適な知的財産戦略のあり方について調査・分析を行うことを目的とする。

2. 事業の実施スケジュール

以下のような実施スケジュールで事業を実施した。各区分における実施内容の詳細は、「3. 事業の内容」に示す。

上記事業では、中間対象地域に関しては、書面評価会、面接評価会、最終評価会の各委員会に出席した。また、終了対象地域に関しては、終了評価会に出席した。さらに、各委員会、評価会の準備として文部科学省担当部署（以下、「担当部署」という。）と打ち合せを行った。詳細の日程は以下のとおりである。

	2020 4	5	6	7	8	9	10	11	12	2021 1	2	3
評価委員会への出席・報告							◎	◎	◎			
(1)既存・新規プロジェクトの知的財産戦略に係る調査・分析							書面評価会	面接評価会	最終評価会			
①成功事例創出に向けた既存プロジェクトの進捗確認					←							
②新規プロジェクトの継続的な発掘・実施					←							
③担当部署への書面及び口頭での報告							◎					
(2)終了評価地域におけるプロジェクトの知的財産戦略のあり方に関する調査・分析												
①事業保護・侵害予防調査の有無、調査手法の妥当性の調査・分析	←											
②「終了評価地域の取り組みに関する知的財産戦略の妥当性調査報告書」の作成							←					
③担当部署への書面での報告												◎
(3)知的財産戦略のあり方の調査・分析												
①最適な知的財産戦略のあり方についての報告書作成									←			

打ち合せ 令和 2年10月 7日
 打ち合せ 令和 2年11月 2日
 書面評価会 令和 2年11月11日
 打ち合せ 令和 2年12月 2日
 面接評価会 令和 2年12月10日
 打ち合せ 令和 2年 1月21日
 最終評価会 令和 2年 1月27日
 終了評価会 令和 2年 1月27日

3. 事業の内容

本調査においては、担当部署が支援地域フォローアップを行う際に必要となる、「(1) 既存・新規プロジェクトの知的財産戦略に係る調査・分析」を、7地域（中間評価対象地域5地域、年度末進捗確認対象地域2地域）に対して行い、その結果をとりまとめて担当部署へ報告した。また、「(2) 終了評価地域におけるプロジェクトの知的財産戦略のあり方に関する調査・分析」を、今年度支援終了対象となる5地域に対して行い、その結果をとりまとめて担当部署へ報告した。

そして、それらの結果を踏まえつつ、支援対象地域の取組等をモデルとして、コア技術等からよりインパクトのある事業化を果たすに当たって必要となる、「(3) 最適な知的財産戦略のあり方」を調査・分析し、とりまとめた。

なお、(1)～(3)の業務を実施するに当たっては、その業務の詳細について担当部署と十分に協議の上実施した。

(1) 既存・新規プロジェクトの知的財産戦略に係る調査・分析

隨時、外部環境等の変化や開発・事業化の進捗状況を踏まえ、必要に応じて知的財産戦略の強化や見直し等を図っていくこと、また、プロジェクトの推進によって得られる知見・ノウハウを活かし継続的に成功事例を創出していくためには、新たに成功事例を創出することができるコア技術等を発掘し、当該コア技術等から創出しようとする事業を適切に保護しうる知的財産戦略の策定・具現化を図っていくこと、が重要である。このような観点から、プログラム支援対象地域の取組等をモデルとして、以下①及び②の調査・分析を実施し、担当部署へ書面及び口頭にて報告を行った。

①成功事例創出に向けた既存プロジェクトの進捗確認

②新規プロジェクトの継続的な発掘・実施

なお、中間評価対象となる平成30年度採択地域（5地域）（以下、「中間評価地域」という。）については、担当部署が開催する評価委員会（書面評価会、面接評価会及び最終評価会）に出席し、上記①の結果の報告を行った。

上記①及び②の業務を実施するに当たり、以下（i）～（iv）の知的財産に関する調査・分析を実施し、より良い知的財産戦略を構築できる可能性を有する地域に係る情報を報告した。

（i）各中間評価地域の大学等のコア技術等及び競合他者技術の特許マクロ分析

（ii）保有する特許ポートフォリオの分析及びその強化に向けての提案

（iii）他者の特許等の調査

（iv）知的財産調査・分析のまとめ

(2) 終了評価地域におけるプロジェクトの知的財産戦略のあり方に関する調査・分析

コア技術等を有する地域が、社会的インパクトのある事業化の成功事例を創出するためには、プログラム支援対象地域が常にターゲットとなる市場における競合技術・代替技術に関する知的財産調査・分析を行い、コア技術等の競争優位性を確保するための知的財産戦略を策定し、事業化を推進していくことが重要である。このような観点から、令和2年度にプログラムの終了評価地域となる平成28年度採択地域（4地域）（以下、「終了評価地域」という。）の取組等をモデルとして、「終了評価地域の取り組みに関する知的財産戦略の妥当性調査報告書」（以下、「終了評価報告書」という。）をとりまとめた。

(3) 知的財産戦略のあり方の調査・分析

受託者は、プログラム支援対象地域の取組等をモデルとして調査・分析等を行い、必要に応じて追加的なヒアリング等を行いつつ、（1）、（2）等を通じて行った全評価地域に対する調査・分析の結果を踏まえて共通する特徴や改善点等を抽出し、大学等のコア技術等からよりインパクトのある事業化を果たすに当たって必要となる、最適な知的財産戦略のあり方を以下に述べる。

ア. 中間評価地域について

多くの中間評価地域において、ノウハウによる保護である部分を除いて、コア技術に係る知財の国内権利化は進んでいると評価できる。一方で、コア技術に係る知財の国内権利化以外の権利化に係る部分、すなわちコア技術に係る知財の外国権利化、及び、周辺技術に係る国内外権利化では、いずれの地域においても少なからず、いまだ不十分な点が見受けられる。

具体的には、海外の特定の地域での事業も想定しているにも関わらず、当該地域での出願が不十分であり、また特許出願を含めて当該海外地域での知財戦略が定まっていないケースが認められた。複数国で多面的に知財を権利化することは知財コスト上限界があり、それ故に事業対象国の絞り込み、絞り込んだ事業対象国における知財戦略の策定を経て、必要十分な知財の権利化を当該事業対象国で実施することは重要である。また、事業を拡大する上では、コア技術をどのように各事業分野において活用していくかが重要であるところ、ソリューションに係る技術など周辺・応用技術の検討や、当該周辺・応用技術の権利化が不十分であるケースが認められた。事業化が成功するに際しては、コア技術の優位性もさることながら、コア技術を各事業分野に適用するための周辺・応用技術も当該事業分野における課題解決・需要拡大にあたって重要である。本プログラムに関する事業実施企業が周辺・応用技術を開発していくことが必要ではあるが、事業としての道筋をつける上でも、エコシステムを形成していく上でも、中間評価地域自身が周辺・応用技術を獲得することも重要である。

知財を権利化によって保護するのではなく、ノウハウを中心として保護していく方針である事業化プロジェクトにおいて、ノウハウの管理対象・管理方法、ノウハウに係る技術移転の方法が不透明であることがいくつかの中間評価地域で見受けられた。採択から2年が経過し、一定の研究成果や企業との協力関係が認められるところ、これらについて早期に確定することが望まれる。

また、全体的に、侵害予防調査の不足が認められる。採択直後においては、コア技術についてはある程度明確である一方、事業形態としては必ずしも明確であるとは限らない。このため、採択時及び採択後1~2年のタイミングにおいて、コア技術そのものに関する侵害予防調査や、事業分野に係る類似特許を調査する程度の包括的な侵害予防調査に留まることはやむを得ない。しかしながら、採択から2年を経過し、ある程度コア技術に関する権利化が進み、具体的な事業化が計画されている状況において、製品やサービスの形態を考慮した侵害予防調査を実施することが望まれる。特に海外における侵害予防調査が不足している傾向があり、海外での事業化を進めるにあたって投資の規模を増やしていくタイミングでは、少なくとも事業対象国における侵害予防調査を実施することが望ましい。

イ. 終了評価地域について

終了評価地域の4地域いずれも、ベンチャー企業の設立や企業への技術移転を通して、エコシステム形成に向けたロードマップに従った成果が見られている。一地域では、当初の事業化プロジェクトの事業化の見通しとともに次世代プロジェクトが新たに事業化プロジェクトに昇格し、地域独自の地域イノベーション・エコシステム基盤構築が形成されてきている。また、他の地域では、ベンチャーの設立、上市の予定とともに、ベンチャー企業からの継続的なロイヤリティ収入獲得の実現に至っている。

知財に関する人的リソースについては、各終了評価地域ともバランスが取れた配分をしているとともに発明発掘に多くのリソースを割いていることが共通していた。また、知財予算については、先行技術調査・特許動向調査に一定の比率で配分しているところが共通しているものの、その他の知財活動への配分では各終了評価地域で異なる傾向・特徴が見られた。具体的には、一地域では外国出願に多くの予

算を配分する一方、他の地域では先行技術調査・特許動向調査に多くの予算を配分しており、それぞれ予算配分先に応じて、各終了評価地域において活動の充実度に違いが現れているものと考えられる。全終了評価地域に共通して、人的リソース・予算いずれにおいても他社侵害に係る活動への配分が比較的小なく、この点が、終了評価における他者侵害予防調査の不足の懸念にも繋がっているものと考えられる。

いずれの終了評価地域も、発明発掘、権利化については研究者が積極的に関与しつつ、研究者依存とならず事業プロデュースチームや大学知財関係者がサポートする体制ができていたものと評価できる。また、いずれの終了評価地域も、知財方針・戦略の策定、ライセンス先の導出については、事業プロデューサを中心とした事業プロデュースチームが積極的に関与していることが見受けられる。

また、本プログラムにおける知財面の効果として、多くの終了評価地域が、知財に関する予算配分とともに、委員会における意見が有効であったと評価している。

出口目標達成に向けての懸念点として主として挙げられた点が知財予算及び知財人材の確保であった。特に、すべての終了評価地域が共通して指摘している点が知財人材の確保であった。具体的には、知財人材の継続的な雇用、発明発掘から出口までトータルで支援可能な知財人材の存在などが挙げられた。

ウ. まとめ

本プログラムに係る事業（以下、エコシステム事業という）を推進していく中で知的財産戦略は中核をなす戦略の一つである。知的財産戦略を適切に策定し、推進していくことで、エコシステム事業の核心部分となるシーズを適切に保護しつつ、実用化技術を確立して、コア技術及び実用化技術が知的財産権又は秘密管理（所謂ノウハウ）によって保護された中で安全に実用化を図ることができる。また、知的財産権又はノウハウにより保護されることで他者との差別化を図り収益性を高めることができる。さらに、知的財産権又はノウハウによってコントロールすることで対象地域において計画されるエコシステム事業の枠組みを健全に運営することができ、これにより地域及び当該地域における大学の研究開発への資金の循環を図り、さらなる技術の発展、ひいては地域の活性化につなげることが可能となる。

ここで、エコシステム事業を推進していくための知的財産戦略においてポイントとなる点について改めて複数挙げ、本調査において全体を通して特徴的だった点、エコシステム事業を推進していく上でケアしていくべき点について論ずる。

① コア技術を保護する特許（または特許出願）

コア技術を活用してエコシステム事業を推進していくためには、コア技術が他者の特許を侵害しない、コア技術が他者に実施されない、コア技術の代替技術によって他者に回避されないことが最も重要なポイントである。ここで、コア技術が他者に実施されない方法としてはノウハウとして保護する方法もあるが、ノウハウについては後述するとして特許によって保護することを主眼としてここでは述べる。

中間評価対象地域や終了評価地域では、ノウハウによる保護を中心とする知財戦略を立てている事業化プロジェクトを除いて、少なくとも国内においてはコア技術を保護するための特許を取得

し、または、取得に至らないまでも特許出願をしていると評価できる状態であった。

なお、出口目標に到達する時期も見据えて今後は、コア技術に係る特許の権利満了後において、コア技術をいかに周辺・応用技術も含めて保護していくかの検討も重要となる。また、事業化を進め、市場が成長していく中で、競業他者による技術開発、他者の市場参入の可能性もある。自身のコア技術自体の保護に留まらず、代替技術の検討も進め、必要に応じて権利化を図り、パテントポートフォリオの構築を進めることが必要と考えられる。

② コア技術を保護するノウハウ

コア技術を保護する手段としては特許以外にノウハウが考えられる。事業の対象が物であり、リバースエンジニアリングが可能な場合には対象外となる。また、医薬などは承認審査のプロセスで技術内容が明らかになってしまうため、同様に対象外となる。ノウハウでコア技術を保護し得るケースとしては、コア技術が分析困難な素材等であるケース、コア技術が製造技術であるケース、保有するデータ群によるデータベースに価値があるケースなどが挙げられる。また、仮にこのようなケースであったとしても、技術開発のスピードが速い分野においては、ノウハウが秘匿されても他者も追従してしまい差別化を図ることができなくなってしまうため、事実上ノウハウによってコア技術を保護することができない。このようにノウハウでコア技術を保護するためには、コア技術がどのような性質の技術であるか、開発スピードがどの程度であるかを評価する必要がある。

上記のようなケースに該当してもエコシステム事業の性質上ノウハウで保護し得ないケースもある。例えば、コア技術が製造技術であって他者へのライセンスや生産委託によってエコシステム事業が成り立つケースである。このようなケースでは、他者にノウハウを開示する必要性が生じやすく、ノウハウによって保護しにくくなる。特に、海外進出を検討しているケースではより注意が必要である。

また、ノウハウによりコア技術を保護する場合には、ノウハウの秘密管理の状態も重要である。しかしながら、評価に際して、ノウハウの性質上、どのように秘密管理されているかについて明らかになっているケースは少なく、また、客観的な評価が可能な程度まで情報が開示されるケースは少ない。ノウハウで保護する場合の秘密管理体制を評価することも知財戦略を評価する上で重要であり、現実的な範囲において評価手法を確立していく必要がある。

なお、エコシステム事業に関係する技術のすべてをノウハウで保護することは事実上難しく、そのためオープン戦略とクローズ戦略とを併用してクローズ戦略の部分においてノウハウ保護の手段を適用することも考えられる。この場合には、エコシステム事業の枠組みとの関係でどこにクローズ戦略を適用していくかも重要なとなる。

③ 周辺技術を保護する特許及びノウハウ

実際の事業においては、分野による違いがあるものの、いずれの分野においてもコア技術を保護するだけでは不十分である。例えば、所望の性能を実現し得る基板材料を発見することができても、当該基板材料を基板上に実装するための技術、実装基板を評価する技術、実装基板を制御する技術なども、実際に実装基板の性能を生かすために必要になってくる。このような周辺技術が確立できたとしても、他者が模倣し、あるいは、他者が権利を取得してしまうことで事実上エコシス

ム事業が実現できなくなってしまうことも考えられる。また、特許によってコア技術を保護する場合、特許の権利が満了してしまうと保護する特許がなくなってしまい他者の追従を許すことになってしまう。このように事業を具体的に推進していくため、また、長期的に事業を推進していくためには、周辺技術の保護も重要である。例えば、上記のとおり中間評価対象地域では、コア技術については十分な権利化が進められているものの、今後事業を展開していく上で適用事業分野におけるソリューションに係る技術の権利化が不十分なケースも認められた。コア技術に関する技術開発が優先事項であるものの、ロードマップにおいてどの時期にどのような周辺技術を開発し、保護を図るかについてより詳細な検討が望まれる。

④ 外国出願戦略

エコシステム事業において主たる市場が外国に存在している場合には、対象となる外国において上記①～③を推進していく必要がある。また、市場が日本に存在している場合にも、エコシステム事業の成果を最大化するためには外国の市場に目を向ける必要があり、その場合にも販売地、生産地において上記①～③を推進していく必要がある。しかしながら、外国の市場が念頭におかれていたとしても、日本における特許取得は実現されているものの対象となる外国における特許取得がなされておらず、優先期間が経過しているケースが多い。これは一つにはコア技術開発の初期において外国での事業推進まで想定しきれていないことが考えられるが、もう一つとしては資金が十分とはいはず外国出願まで資金を分配することができていないことも要因と考えられる。実際に終了評価を実施した一地域では外国出願の資金が不足していた回答があった一方、他の地域では本プログラムの支援を有効に外国出願に適用することで当初から外国での権利化が進められたという意見も挙げられた。

技術開発が進み、外国での事業展開を行う際に、過去に断念した外国での権利化が足かせになってしまうようでは、エコシステム事業が成立してなくなってしまう。このため、エコシステム事業の初期段階から、外国出願、権利化も必要な項目の一つとして予算化すること、そのための資金獲得手段を検討していくことも重要である。なお、通常日本で出願した後、外国出願する際の優先期間は1年であるが、PCT出願を活用することで、出願から移行期限までの30か月を有効に活用してその間に資金調達を図り外国での権利化における資金面でのハードルをクリアすることも一案である。

⑤ 特許の権利関係

仮にコア技術や周辺技術を保護する特許が十分に存在していたとしても、コア技術や周辺技術が他者の権利範囲だった場合、または、特許権やノウハウの保有が共有になっている場合には、エコシステム事業を実現する上で障壁となりうるため注意が必要である。他者の権利だった場合には、権利の譲渡を受ける、または、権利に関する実施許諾を受けないと、コア技術に関する実施ができず、エコシステム事業を推進することができなくなってしまう。また、仮に許諾を受けたとしても実施料収入を払い続けることとなり、当初予定していたエコシステム事業が成立しなくなってしまうことも考えられる。また、権利が共有となっている場合には、エコシステム事業における生産や販売を担う企業にライセンスしようとしても共有者の同意が得られずにライセンスアウトや譲渡が

実現できなくなってしまう可能性がある。全般的な傾向として、大学以外の企業が共有権利者になっているケースが多く見受けられる。共有権利者である企業が、エコシステム事業において、当該権利で保護される技術を活用したプレーヤを担う場合には問題がないが、他の企業が想定される場合、複数の企業によって活用する場合には障壁となる可能性がある。また、エコシステム事業を推進していく中で見直しが必要となったとしても、適切な見直しを行うことができなくなってしまう可能性がある。一方で、コア技術の開発初期においては、開発を加速するためにも企業の組織力、技術力、資金力の支援を受けることが一つのキーとなることが多い。このような背景から評価地域で挙げられる特許の権利が他者と共有であったり、他者が単独で保有していたりするケースが多いものと考えられる。

特許を取得する際に共有することに合理的理由がある場合にも、エコシステム事業推進のロードマップにおいて障害とならないかどうか、事後的に適切な権利関係の調整が行えるかどうか等の検討を行っていくことが必要である。

⑥ 契約関係

上記⑤のとおり権利の譲渡やライセンスアウトがエコシステム事業の方針に従って実現したとしても適切な契約関係のもと、その対価を得られなければエコシステム事業が成立しなくなってしまう。具体的な契約関係における懸念点としては、対価の具体的な額、回収方法やタイミングの他、今後複数のプレイヤに許諾して複数の事業に展開していくところ、独占的な許諾契約になつていなか、共同研究先がフォアグランド知財を取得するような契約になつていて実質的に個社支援のような形になつてしまつていいかなどが挙げられる。このため、どのような契約を関係団体と締結し歩調を合わせてエコシステム事業を推進しているのかチェックしていくことも重要である。

⑦ 他者動向

研究開発を進め、研究開発の成果に基づいてエコシステム事業を安全に推進し拡大していくにあたって、他者動向を把握することは重要である。本プログラムの初期段階では、研究開発を進める技術分野における技術水準を把握し研究開発の方向性を決める道しるべになるとともに、将来の競合となりうる他者、障害となりうる知財網を把握することができる。研究開発結果に基づく製品やサービスの開発の具体的な方向性が明らかとなる本プログラムの中間段階では、開発している製品やサービスの障害となる具体的な特許等知財権を把握することで、開発している製品やサービスに基づくエコシステム事業のリスクを把握し、時に方針転換や設計変更の具体的契機とすることができる。また、ライセンスアウト・事業移転などを行う本プログラムの終期～出口においては、当該事業の具体的な価値評価の基準とともに、次の研究開発方針、事業展開への道しるべになる。それぞれの時期、目的によって他者動向の調査の内容は異なるが、面で把握するための特許マップの作成、権利化可能性を把握するための先行技術調査、侵害予防のためのクリアランス調査などが、各時期において行われることが望ましい。これはコア技術をノウハウで保護する方針の場合でも同様で、むしろノウハウで保護しきれるかどうかは他者との相対的な知財力に係るところがあり、ノウハウで保護する方針であればこそ他者動向を把握する調査を適切に行っていく必要がある。

中間評価・終了評価の多くの対象地域において、不足していると評価された項目として挙げられたのが、侵害予防調査も含めた他者動向に係る調査である。他者動向の調査は出願・権利化と同等またはそれ以上に費用や工数が必要とされる作業である。他者動向の調査に予算をどの程度割り当てられるかは、各評価地域の事情、当初計画した予算配分によっても異なり、予算配分の不足は他者動向調査が不十分であることの要因であると考えられる。エコシステム事業のロードマップとともに、いつ、どのような方法で、どのようなレベルで他者動向を把握する調査を行うかを予め定め、必要な時期に必要な調査が行えるように適切な予算配分を行うことが重要である。

また、特に、全体として不足がちであったのが、外国における他者動向に関する調査である。外国における他者動向に関する調査は、日本国内で同等の調査を行うよりも費用がかからってしまうため消極的になりやすい。また、外国に実際に進出するかが本プログラムの初期段階で確定していないケースもあり、その場合には後手に回ってしまう傾向が見受けられる。このため、エコシステム事業において外国市場がキーポイントとなるケースにおいては、外国での他者動向を把握する調査を計画段階から決めておくことが望ましい。

⑧ 知財人材

今回終了評価において懸念点として顕在化された点が知財人材の不足である。本プログラムを通して、国内外の権利化、ノウハウ管理、知財のライセンス先・譲渡先の探索・選定、ライセンス等の契約交渉、動向調査・侵害予防調査等の知財に係る調査、知財方針や知財戦略の立案など、知財に係る様々な活動において、事業プロデュースチームにおける事業プロデューサや知財担当者などが貢献していることが窺えた。言い換えれば、事業プロデュースチームの人材による貢献が無い状態では本プログラムに係る知財活動が十分に行えなかつた可能性もあると考えられる。

また、終了評価地域から、支援終了後出口目標達成までの懸念点として挙げられていた点が、上記終了評価でも記載したとおり、知財人材の確保である。事業化に向けて必要な知財スキルを持った人材の確保、特に継続的に人材を維持することの難しさを多くの地域が指摘している。また、一地域では、発明発掘から出口までトータルで支援可能な知財人材が重要であるとの指摘も認められた。エコシステムを形成していく上では、このような知財人材を育成、定着していくことも成功に向けたキーワードの一つであると考えられる。

以上

本報告書は、文部科学省の令和2年度产学官連携支援事業委託事業による委託業務として、
【特許業務法人 志賀国際特許事務所】が実施した令和2年度「コア技術等からインパクトある事業化を果たすための知的財産戦略のあり方に関する調査」の成果を取りまとめたものです。